八尾市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の実施について （令和６年７月23日付けこ成総第82号・こ支総第82号こども家庭庁成育局長、支援局長通知）に基づき、障害児通所支援事業所等に対し、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備等の購入や更新に要する費用を、予算の範囲内において補助することにより、性被害防止対策を行うことを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の実施について （令和６年７月23日付けこ成総第82号・こ支総第82号こども家庭庁成育局長、支援局長通知）の別紙「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）その他関係法令に定めるところによる。

　（補助対象事業者）

第３条　この補助金の対象は、国実施要綱３（３）のうち、八尾市が指定する障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所（以下、「補助対象事業者」という。）とする。

　（補助対象事業）

第４条　補助対象となる事業は、国実施要綱に基づき実施される事業とする。

　（補助対象経費等）

第５条　補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

　（補助対象額）

第６条　補助金の額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額とする。

　（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に対し、その指定する期日までに提出しなければならない。

⑴　設備等の内容及び費用が分かるもの（見積書・内訳書、製品カタログ等）

　⑵　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をし、その内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

２　市長は、審査の結果により補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかに申請者に対し、補助金不交付決定通知書（様式第３号）とともに、理由を付してその旨を通知するものとする。

　（補助事業の内容等の変更）

第９条　補助事業者は、前条の交付決定通知を受けた後、補助対象経費又は補助額等の事業の内容に変更が生じたときは、補助金変更交付申請書（様式第４号）に変更の起因となる事実の分かる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、速やかに交付の変更決定をし、補助金変更交付決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

　（実績報告）

第１０条　補助事業者は、補助対象経費が確定した場合は、補助金実績報告書（様式第６号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に対し、その指定する期日までに提出しなければならない。

　⑴　対象経費の根拠となる領収書、納品書等の写し

　⑵　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に補助金交付額確定通知書（様式第７号）（以下「交付額確定通知書」という。）により通知するものとする。

　（補助金の交付の時期等）

第１２条　補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

２　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付額確定通知書を受けたときは、市長に対し、その指定する期日までに補助金交付請求書（様式第８号）を提出しなければならない。

（消費税に係る報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税について仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第９号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の報告があったときは、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

　（その他）

第１４条　この要綱に定めるほか、補助金の交付について必要な事項は、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号）及び国実施要綱のほか、市長が定めるところによるものとする。

　　　附　則

この要綱は、令和６年11月15日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

　別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １．種別 | ２．補助基準額 | ３．補助対象経費 | ４．補助率 |
| 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業 | １施設（事業所）あたり100,000円 | 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費  上記経費を合算した金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額を補助対象経費とする。 | 3/4以内 |